

各 国 税 局 長

殿

沖縄国税事務所長

国 税 庁 課 税 部 長

東日本大震災に係る雑損控除の適用における
「損失額の合理的な計算方法」について(指示)

標題のことについては、下記により適切に取り扱われたい。

なお、この取扱いの適用に当たっては、この取扱いによる損失額が実態とそぐわないような場合には、個々の具体的事案に妥当する損失額の計算を行うよう留意されたい。

(趣旨)

地震や風水害などの災害によって住宅や家財などに損害を受けた場合の雑損控除の適用については、これまで、その適用における損失額の合理的な計算方法を指示しているところであるが(平成 16 年 12 月 7 日付課個 2-22)、東日本大震災により、広い範囲で甚大な被害が生じている状況の下、多数の納税者が雑損控除を適用することが予想されることから、確定申告等における便宜等を考慮し、改めてその取扱いを示すものである。

なお、東日本大震災とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 2 条((定義))に規定する、東日本大震災をいう。

記

1 損失の金額計算に当たっての資産の区分

損失の金額は、次の資産の区分に応じ計算する。

- (1) 住宅
- (2) 家財(家具、什器、衣服、書籍、暖房装置、冷房装置などの生活に通常必要な動産で、(3)に該当するものを除く。)
- (3) 車両

2 住宅に対する損失額の計算

- (1) 取得価額が明らかな場合

住宅の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とする。

$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$

(注1) 減価償却費の計算における耐用年数については、所得税法施行令第85条(非事業用資産の減価の額の計算)の規定に準じて、住宅等の種類に応じた耐用年数を1.5倍した年数により旧定額法により計算する(以下同じ。)

(注2) 保険金、共済金及び損害賠償金等で補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となる(以下同じ。)

(注3) 被害割合については、被害状況に応じて、別表3(「被害割合表」)により求めた被害割合とする(以下同じ。)

(注4) 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用(修繕費)が含まれることに留意する(以下同じ。)

(2) (1)以外の場合

住宅の所在する地域及び構造の別により、別表1(「地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)」)により求めた住宅の1㎡当たりの工事費用に、その住宅の総床面積(事業用部分を除く。)を乗じた金額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とする。

$$\text{損失額} = [(1 \text{㎡当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

(注) 別表1(「地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)」)について、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合又は値が存しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用として差し支えない。

3 家財に対する損失額の計算

(1) 取得価額が明らかな場合

各家財の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とする。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(2) (1)以外の場合

家族構成等の別により別表2(「家族構成別家財評価額」)により求めた家族構成別家財評価額に、被害割合を乗じた金額とする。

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家財評価額} \times \text{被害割合}$$

4 車両に対する損失額の計算

生活に通常必要な車両に限り、その車両の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とする。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注) 車両は、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となる。

生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断する。

以上

別表1 地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
	千円	千円	千円	千円
北海道	148	188	146	177
青森	139	134	263	166
岩手	143	222	183	175
宮城	146	146	167	177
秋田	137	135	190	166
山形	146	23	134	154
福島	149	143	199	172
茨城	154	204	179	186
栃木	155	145	170	177
群馬	157	136	193	181
埼玉	159	229	217	195
千葉	161	198	211	196
東京	178	256	247	235
神奈川	170	257	221	224
新潟	155	49	161	178
富山	154	215	166	158
石川	156	190	189	170
福井	151	103	173	173
山梨	166	286	263	179
長野	166	161	207	177
岐阜	156	43	182	184
静岡	165	203	186	198
愛知	165	154	181	198
三重	165	-	169	197
滋賀	156	154	171	196
京都	168	228	173	199
大阪	160	172	188	188
兵庫	159	198	191	192
奈良	163	146	181	198
和歌山	152	111	217	194
鳥取	152	-	114	175
島根	157	-	183	169
岡山	162	-	181	185
広島	157	217	180	188
山口	158	-	179	186
徳島	139	191	176	165
香川	151	280	170	168
愛媛	146	140	157	176
高知	154	61	152	181
福岡	149	150	160	183
佐賀	147	-	159	180
長崎	141	189	168	180
熊本	142	132	147	175
大分	147	156	152	180
宮崎	129	126	143	168
鹿児島	138	143	143	162
沖縄	154	161	167	196
全国平均	158	214	198	195

参考資料:「建築統計年報 平成22年度版」(国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室)を基に
国税庁において計算しました。

別表2 家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫 婦	独 身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円加算、子供1名につき80万円加算

別表3 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘 要
			住 宅	家 財	
損 壊	全壊・流出・埋没・倒壊 ----- (倒壊に準ずるものを含む)		% 100	% 100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合 ----- 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
	半 壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一 部 破 損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸 水	床 上 1.5m以上	平 屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用する。 ・ 床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用する。 ・ 二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいう。 なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用する。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1m以上 1.5m未満	平 屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50cm以上 1m未満	平 屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床 上 50cm未満	平 屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床 下		15 (0)	—		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、津波による流出で「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用する。